

八洲学園大学 附属図書館利用規程

第1条 八洲学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 八洲学園大学（以下「本学」という）の教職員（非常勤職員を含む。）
- 二 本学の学生（正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生をいう。）
- 三 本学の卒業生。
- 四 附属図書館長（以下「館長」という。）が特に許可した者。

第3条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

平日 10 時30 分から18 時30 分

土日祭日 10 時30 分から17 時00 分

3月・9月 10 時30 分から17 時00 分

ただし、館内における貸出手続きは閉館の15分前までとする。

第4条 図書館の休館日は12月29日から翌年の1月5日までとする。ただし、館長は必要により休館日を変更し、または臨時の休館日を定めることができる。

第5条 利用者は、図書館内において所定の手続きを終えた後、所蔵する図書、雑誌、その他の資料（以下「資料」という。）を図書館の所定の場所で、利用することができる。

- 2 利用後の資料は、所定の場所へ返却しなければならない。

第6条 利用者が、資料の館外貸出を希望するときは、所定の手続きを行わなければならない。

第7条 資料の貸出冊数は10冊。貸出期間は一ヶ月以内の、図書館長が指定した期間とする。

- 2 卒業生への貸出冊数は5冊。貸出期間は一ヶ月以内の、館長が指定した期間とする。
- 3 館長が、特に許可した者については、別に定める。

第8条 本学の専任教員は、当該教員に配分された研究費または公費により取得した資料を教育・研究上長期にわたり利用する場合は、所定の手続きにより特別に長期利用すること

ができる。

2 学生などが教員の貸し出し資料の閲覧を希望する場合は、教員の同意を得て学生などに貸し出しすることができる。

第9条 資料の貸出を希望する場合はデポジット（預かり金）を必要とする。

2 デポジットの上限は3万円とする。

第10条 利用者は、貸出中の資料について貸出の予約をすることができる。ただし、貸出の予約を行った者が、図書館の指定する日までに貸出を受けない場合は、予約は取り消されたものとみなす。

第11条 利用者は、館外貸出を行なった資料を期間内に返却しなければならない。

2 利用者がその身分を失ったときは、直ちに館外貸出を受けた資料を返却しなければならない。

第12条 利用者は、貸出期間を超えて引き続き貸出を希望する場合は、所定の手続きをしなければならない。ただし、当該資料に予約がかかっている場合には、返却しなければならない。

第13条 利用者は、館外貸出の資料を他人に“又貸し”してはならない。

第14条 次の資料は、原則として、館外貸出を行なわない。

- 一 参考図書
- 二 新聞、雑誌
- 三 その他館長が特に指定した資料

第15条 利用者は、教育、研究又は学習のため、学術に係る調査を依頼することができる。

第16条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な場合は、著作権法に基づいて文献の複写を依頼することができる。また、所定の手続きにより、学術情報にかかわるデータベース等の検索を依頼することが出来る。

2 料金・手数料などについては別に定める。

第17条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な文献が学外にある場合、所定の手続きにより、当該文献の複写その他相互貸借の利用を依頼することが出来る。

第18条 利用者は、資料を汚損、破損した場合及び図書館内の設備に損害を加えた場合に対しては、館長がこれを弁償させるほか、場合によっては利用を停止する又は禁止する。

2 利用者は、資料を紛失した場合は金銭を持って同一資料代を全額弁償しなければならない。

第19条 館長は、利用者が掲示事項その他の係員の指示に違反または従わないときは、図書館の利用を停止することができる。

第20条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

第21条 図書館の利用者は次のことを厳守しなければならない。

- 一 談話、音読等他人の妨げとなるような喧騒な行為をしないこと。
- 二 印刷物その他物品を販売または配布若しくは掲示しないこと。
- 三 会合あるいは集会をしないこと。
- 四 所定の場所以外で飲食喫煙をしないこと。
- 五 掲示に注意し、館員の指示に従うこと。

第22条 貸し出された資料を期限までに返却しない場合は、該当資料が返却されるまで貸出を停止する。

2 返却期限日より起算して2ヶ月間返却しない者に対しては、帯出資料の補償を求める。

3 延滞者の扱いについては図書館運営委員会で対応を承認し、返却予定日から6ヶ月経過しても本人と連絡がつかない場合、書籍の代価をデポジットより引き落とし、弁済に充てるものとする。

4 その他この規定に従わず館内秩序を乱した者に対しては、直ちに退館を命じ、または図書館利用を禁止する。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成16年7月21日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年10月1日から施行する。